

検査代行機関等に関する規則の規定に基づき労働大臣の定める科目、労働大臣の定める研究及び労働大臣が定める者の定める件の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 昭和五十三年労働省告示第百十号（検査代行機関等に関する規則の規定に基づき労働大臣の定める科目、労働大臣の定める研究及び労働大臣が定める者を定める件）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>登録製造時等検査機関等に関する規則別表下欄の規定に基づき厚生労働大臣の定める科目、厚生労働大臣の定める研究及び厚生労働大臣が定める者</p> <p>（厚生労働大臣が定める者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 機関別表ガス溶接作業主任者免許試験、林業架線作業主任者免許試験、一級ボイラー技士免許試験、二級ボイラー技士免許試験、発破技士免許試験、揚貨装置運転士免許試験、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイラー溶接士免許試験、ボイラー整備士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験の項第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の表の中欄に掲げる免許試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。</p>			
一	ガス溶接作業主任者免許試験、林業架線作業主任者免許試験、発破技士免許試験、揚貨装置運転士免許試験、ボイラー整備士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験	（略）	（略）
二	（略）	（略）	（略）
五	（略）	（略）	（略）
<p>（厚生労働大臣が定める者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 機関別表ガス溶接作業主任者免許試験、林業架線作業主任者免許試験、一級ボイラー技士免許試験、二級ボイラー技士免許試験、発破技士免許試験、揚貨装置運転士免許試験、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイラー溶接士免許試験、ボイラー整備士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験の項第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の表の中欄に掲げる免許試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。</p>			
一	ガス溶接作業主任者免許試験、林業架線作業主任者免許試験、発破技士免許試験、揚貨装置運転士免許試験、ボイラー整備士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験	（略）	（略）
二	（略）	（略）	（略）
五	（略）	（略）	（略）

